

議第 172 号

「大阪都市計画地区計画の決定」に対する

意見書の要旨

意見書 提出者	意見書の要旨
東横堀川水辺再生協議会 及び 集英連合振興町会	高麗橋地区地区計画に対する意見 大阪城の外堀として開削された、大阪最古の堀川である東横堀川を活かしたまちづくりを進めようと、住民やレストランオーナー、ワーカー等地域の多様な主体が参画し、2006年7月、東横堀川水辺再生協議会が設立され、様々な活動を展開している。 具体的には、毎月の清掃活動や橋洗い、また川沿いのビルが川に向かって窓辺に花を飾るなど、水辺の景観づくりの推進や、界限の様々な魅力を発掘・発信する講座の実施や新聞の発行など、水辺とまちをつなぐ観点にたち多様な事業が実施されている。 大阪では、行政や企業、市民等が連携し、オール大阪で「水都大阪の再生」に取り組んでおり、河川法の規制緩和を活用し、水辺の飲食店が河川空間に川床を設置したり、個性豊かなクルーズ船が航行するなど、恒常的な水辺の賑わいづくりが進められている。東横堀川でも、高麗橋周辺の高速道路の橋脚ライトアップが行われ、現在は高麗橋自体のライトアップも検討されている他、本町橋周辺では水辺の賑わい拠点づくり等、水辺空間の整備活用が進んできている。 こうした状況に鑑み、今般、東海道五十七次の終点であった高麗橋の橋詰として、由緒ある水辺に隣接する高麗橋一丁目において定められる地区計画にもとづきまちづくりを進めるに際し、水辺とまちをつなぐ賑わいづくりに資する観点から、下記2点に配慮されたい。 1. 東横堀公園に隣接するB地区の土地利用にあたっては、水辺とまちをつなぐ一体性のある空間整備を図られたい。また当該地区全体についても、水辺とまちの連続性に十分配慮したオープンスペースの確保や緑化等を行われたい。 2. そのため、B地区における建築物等は、商業や交流、文化等、水辺とまちをつなぐ賑わいづくりに資する用途として整備されたい。 以上